

平成 22 年 3 月 16 日
特 許 庁

日独特許審査ハイウェイ（日独 PPH）の試行継続 及び対象案件の拡大について

日本国特許庁とドイツ特許商標庁は、平成 20 年 3 月 25 日から 2 年間の予定で特許審査ハイウェイ（PPH）の試行プログラムを実施してきましたが、この度、両庁は試行を継続し、期間を 2 年間延長することで合意しました。

今回の試行継続にあたり、本プログラムの利便性を向上するために、PPH の適用を受けることのできる対象を拡大いたします。

1. 背景

企業等のグローバルな活動の拡大に伴って、複数の国で特許権を取得するニーズが高まり、同一内容の発明が世界各国の特許庁に出願されています。こうした中、世界的に特許出願件数が急増し、審査待ち期間も長期化していることから、各国特許庁における作業負担の軽減が大きな課題となっています。

この課題に対し、我が国は、第 1 国の特許庁で特許可能と判断された出願について、その審査結果を活用することにより、第 2 国の特許庁において簡易な手続きで早期審査を受けることのできる特許審査ハイウェイ（PPH）の取組を各国とともに進めているところです。

2. 日独 PPH の試行継続と対象案件の拡大について

日本国特許庁とドイツ特許商標庁は、平成 20 年 3 月 25 日から 2 年間の予定で日独 PPH の試行プログラムを実施してきましたが、この度、両庁は試行を継続し、期間を 2 年間延長（平成 24 年 3 月 24 日まで）することで合意しました。

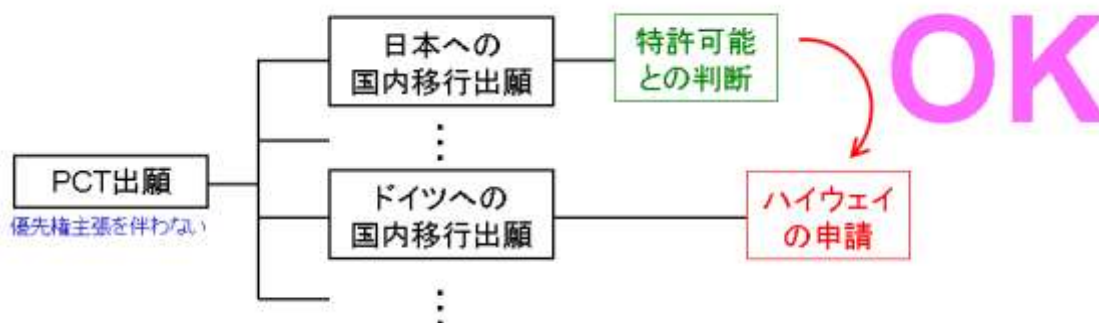
今回の試行継続にあたり、本プログラムの利便性を向上するため、PPH の適用を受けることのできる対象案件を拡大いたします。これまでは、相手国出願に基づきパリ条約上の優先権を主張する出願（PCT 出願の国内移行出願^{*1}を含む）のみが対象となっていました。優先権主張を伴わない PCT 出願（ダイレクト PCT 出願）の国内移行出願も対象に含まれることになりました^{*2}。

日本からドイツに出願される際は、本プログラムを活用し、早期の権利取得にお役立て下さい。

(※1) PCT出願とは、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願のこと。一つのPCT出願を行うことで、出願人が指定した複数のPCT加盟国に同時に出願した場合と同じ効果が得られる。PCT出願の国内移行出願とは、一つのPCT出願が各国特許庁への国内段階に移行した出願のこと。

(※2) ダイレクトPCT出願においてPPH申請をすることができる例：

例えば、ダイレクトPCT出願において日本とドイツの両国が指定国として指定されている場合に、日本への国内移行出願で特許可能と判断されると、その発明に対応するドイツへの国内移行出願について、PPHの試行プログラムに基づく早期審査の申請を行うことができます（下図をご参照下さい）。



<参考：各PPHプログラムの詳細>

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁特許審査第一部調整課審査企画室

担当者：安田、武重

電話：03-3581-1101（内線 3103）

：03-3580-5898（直通）

特許庁総務部国際課

担当者：片桐、新留

電話：03-3581-1101（内線 2561）

：03-3580-9827（直通）